



茨城県報

第 1 4 5 2 号

平成14年 3月27日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県青少年のための環境整備条例施行規則の一部を改正する規則（女性青少年課） 2

職員の給与に関する条例付則第12項の規則で定める職員の範囲を定める規則（人事課） 3

（教 育 委 員 会）

茨城県立歴史館管理規則等の一部を改正する規則 3

県費負担教職員の免職及び県教育委員会の職への採用に係る判断手続に関する規則 4

茨城県教育職員免許状規則の一部を改正する規則 5

茨城県県立学校管理規則及び茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則 6

（公 安 委 員 会）

茨城県安全なまちづくり条例施行規則 7

（人 事 委 員 会）

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 9

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 10

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 11

告 示

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更（財政課） 12

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更（財政課） 12

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱の一部改正（厚生総務課） 12

病院の開設等に関する事前協議の受付（厚生総務課） 13

大規模小売店舗の新設の届出（商業流通課） 19

大規模小売店舗の変更の届出（2件）（商業流通課） 20

大規模小売店舗の届出事項変更の届出（商業流通課） 21

換地計画の決定（農地整備課） 22

建設業法による営業停止処分（監理課） 23

道路の区域の変更（3件）（道路維持課） 23

道路の供用の開始（道路維持課） 25

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市整備課） 25

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市整備課） 26

帳票の様式の一部改正（出納第一課） 26

土地改良区役員の退任（土地改良事務所） 28

更正換地処分届出 (2件) (土地改良事務所)28

土地改良法に基づく換地処分 (3件) (土地改良事務所)28

土地改良事業の工事完了 (4件) (土地改良事務所)29

(選挙管理委員会)

参議院茨城県選挙区選出議員補欠選挙における候補者の政見放送について.....29

衆議院茨城県第7区選出議員補欠選挙における候補者の政見放送について.....30

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2件) (生活文化課)30

落札者等の公示 (原子力安全対策課)31

基幹道路の整備事業の完了 (道路建設課)31

基幹道路の整備事業の一部完了 (道路建設課)32

開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課)32

道路の位置の指定 (建築指導課)33

訓 令

(教 育 委 員 会)

茨城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令.....33

茨城県県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令.....33

(地方労働委員会)

茨城県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令.....34

規 則

茨城県規則第5号

茨城県青少年のための環境整備条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県青少年のための環境整備条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県青少年のための環境整備条例施行規則 (昭和56年茨城県規則第32号) の一部を次のように改正する。

第9条中「第26条第3項」を「第26条第2項」に改める。

様式第7号中「立入り調査の」を「立入調査の」に、

「 (立入り調査等)

第26条 知事の指定した者は、この条例実施のため必要があると認めるときは、興行場その他の営業所 (自動販売機の設置場所を含む。) に立ち入り、調査を行い、関係者から資料の提供を求め、又は関係者に対して質問することができる。

2 前項の手続きは、必要な最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 知事の指定した者が、第1項の規定による立入り調査を行う場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

「 (立入調査等)

を

」

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、この条例により義務を課されている者（以下「営業者等」という。）に対しその業務に関し資料の提出を求め、又はその職員に営業者等の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。 に、

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 」

「3 次の」を「5 次の」に、

「(5) 第26条第1項の規定による立入り調査、資料の提出若しくは質問を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の陳述をした者 」を

「(5) 前条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 」に改め

る。

付 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

茨城県規則第 6 号

職員の給与に関する条例付則第12項の規則で定める職員の範囲を定める規則を次のように定める。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

職員の給与に関する条例付則第12項の規則で定める職員の範囲を定める規則

職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第 9号）付則第12項の規則で定める職員は、同条例第 9条の 2第 1項の規定によりその者に支給される管理職手当の月額が、その者の給料月額の100分の14に相当する額である職員のうち、次に掲げる職にある職員とする。

- (1) 病院の総看護師長
- (2) 農業総合センターの地域農業改良普及センター長
- (3) 技佐
- (4) 首席専門技術員

付 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 7 号

茨城県立歴史館管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 3月27日

茨城県教育委員会委員長 石 渡 千 恵 子

茨城県立歴史館管理規則等の一部を改正する規則

(茨城県立歴史館管理規則の一部改正)

第 1 条 茨城県立歴史館管理規則（昭和56年茨城県教育委員会規則第 5号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第6号中「満65歳」を「満70歳」に改める。

(茨城県近代美術館管理規則の一部改正)

第2条 茨城県近代美術館管理規則(昭和63年茨城県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項第6号中「満65歳」を「満70歳」に改める。

(ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理規則の一部改正)

第3条 ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理規則(平成6年茨城県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項第6号中「満65歳」を「満70歳」に改める。

(茨城県陶芸美術館管理規則の一部改正)

第4条 茨城県陶芸美術館管理規則(平成11年茨城県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項第6号中「満65歳」を「満70歳」に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に満65歳以上である者に係る入場料の減額又は免除については、改正後の茨城県立歴史館管理規則第11条第1項第6号、茨城県近代美術館管理規則18条第1項第6号、ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理規則第18条第1項第6号及び茨城県陶芸美術館管理規則第18条第1項第6号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

茨城県教育委員会規則第8号

県費負担教職員の免職及び県教育委員会の職への採用に係る判断手続に関する規則を次のように定める。

平成15年3月27日

茨城県教育委員会委員長 石 渡 千 恵 子

県費負担教職員の免職及び県教育委員会の職への採用に係る判断手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の2第2項に規定する手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(事実の確認の方法)

第2条 市町村教育委員会は、法第47条の2第1項各号に該当し、かつ、同項の規定に基づき茨城県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の常時勤務を要する職に採用されることの検討を要する県費負担教職員について、法第47条の2第1項各号に係る事実の確認のために、県教育委員会に次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 法第47条の2第1項各号に該当する旨の市町村教育委員会の報告書
- (2) 当該県費負担教職員が所属する学校の校長の報告書
- (3) 当該県費負担教職員の意見書
- (4) その他県教育委員会が必要と認める書類

2 県教育委員会は、前項に定めるもののほか、法第47条の2第1項各号に係る事実の確認をするために、必要に応じ、当該県費負担教職員、当該県費負担教職員が所属する学校の校長、市町村教育委員会の職員その他県教育委員会が必要と認める者から意見を聴くものとする。

(判断の手続)

第3条 県教育委員会は、県費負担教職員が法第47条の2第1項各号に該当するかどうかを判断するに当たっては、別に定める判定委員会に諮り、その審議の結果を受けて行うものとする。

2 県教育委員会は、前項の判断を行うに当たっては、当該県費負担教職員に意見を述べる機会を与えることができる。

3 県教育委員会は、第 1 項の判断を行うに当たっては、法第47条の 2 第 1 項各号に該当することとなった原因が、精神疾患等の病気に起因するおそれがあるときは、精神科医等の医師の意見を聴くものとする。

(決定)

第 4 条 前条に規定する手続を経て、県教育委員会が、法第47条の 2 第 1 項各号に該当するかどうかを決定したときは、市町村教育委員会を通じて当該県費負担教職員にその結果を通知する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成15年 4月 1 日から施行する。

茨城県教育委員会規則第 9 号

茨城県教育職員免許状規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 3月27日

茨城県教育委員会委員長 石 渡 千 恵 子

茨城県教育職員免許状規則の一部を改正する規則

茨城県教育職員免許状規則（平成元年茨城県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 7 号を削り、同条第 8 号中「知識」を「知識経験」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 9 号を同条第 8 号とする。

第27条の見出し中「特別免許状及び」を削り、同条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

様式第 1 号、様式第 9 号及び様式第13号中「

修 得 単 位 数			教 職 経 験
教 科	教 職	合 計	
43	46	48	51

」を

「

修 得 単 位 数				教 職 経 験
教 科	教 職	教 科 又 は 教 職	合 計	
43	46	48	51	54

」に、「

卒・ 修	学 歴	新・ 更	記号番号	授 与 年 月 日	出 身 大 学
53	54	55	56	60	67

」

を「

卒・ 修	学 歴	新・ 更	記号番号	授 与 年 月 日	出 身 大 学
56	57	58	59	63	70

」に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成15年 4月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の茨城県教育職員免許状規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により茨城県教育委員会に対してなされている願い出については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則に定める様式による用紙は、その残部を限度として、所要の訂正を施したうえ、なお使用すること

ができる。

茨城県教育委員会規則第10号

茨城県県立学校管理規則及び茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 3月27日

茨城県教育委員会委員長 石 渡 千 恵 子

茨城県県立学校管理規則及び茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則

(茨城県県立学校管理規則の一部改正)

第 1 条 茨城県県立学校管理規則 (昭和35年茨城県教育委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の 1 条を加える。

(教育課程の協議)

第10条の 2 次の表の左欄に掲げる高等学校 (以下「連携型高等学校」という。) においては、学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第57条の 4 第 1 項の規定に基づき、同表の右欄に掲げる中学校 (以下「連携型中学校」という。) における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。

高等学校名	中学校名
茨城県立小瀬高等学校	美和村立美和中学校 緒川村立緒川中学校 御前山村立御前山中学校

2 前項の場合において、連携型高等学校の校長は、教育課程を編成しようとするときは、あらかじめ連携型中学校を所管する市町村教育委員会と協議するものとする。

第18条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(司書教諭)

第18条の 4 学校に司書教諭を置く。ただし、学級数が11学級以下の学校においては、当分の間、司書教諭を置かないことができる。

2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する職務をつかさどる。

3 司書教諭は、当該学校の教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

第21条の 4 第 2 項中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第23条の 4 第 1 項中「学校に」の次に「、校長の職務の円滑な執行を補助させるため」を加え、同条第 2 項中「前項の」を「前 2 項に規定するもののほか、」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 職員会議は、校長が主宰する。

第29条の見出しを「(着任)」に改め、同条中「から 7 日以内」を削り、「赴任」を「着任」に改める。

(茨城県県立高等学校学則の一部改正)

第 2 条 茨城県県立高等学校学則 (昭和35年茨城県教育委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(教育課程の協議)

第 8 条の 2 次の表の左欄に掲げる高等学校 (以下「連携型高等学校」という。) においては、学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第57条の 4 第 1 項の規定に基づき、同表の右欄に掲げる中学校 (以下「連携型中学校」という。) における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。

高等学校名	中 学 校 名
茨城県立小瀬高等学校	美和村立美和中学校
	緒川村立緒川中学校
	御前山村立御前山中学校

2 前項の場合において、連携型高等学校の校長は、教育課程を編成しようとするときは、あらかじめ連携型中学校を所管する市町村教育委員会と協議するものとする。

第12条第1項第4号中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

付 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

~~~~~  
(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 4 号

茨城県安全なまちづくり条例施行規則を次のように定める。

平成15年 3月27日

茨城県公安委員会委員長 中 川 清

茨城県安全なまちづくり条例施行規則

(深夜物品販売等業者)

第 1 条 茨城県安全なまちづくり条例 (平成15年茨城県条例第40号。以下「条例」という。) 第11条第 1 項の公安委員会規則で定める深夜物品販売等業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) コンビニエンスストアを営む者
- (2) 百貨店又は総合スーパー及びその他の各種商品小売業を営む者
- (3) 書籍・雑誌小売業を営む者
- (4) ガソリンスタンドを営む者
- (5) 音楽・映像記録物賃貸業を営む者

(解錠方法)

第 2 条 条例第18条第 1 項の公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ピッキングによる方法
- (2) カム送り解錠 (錠シリンダーのすき間から物を挿入して錠ケース内のカム (施錠及び解錠のための部品をいう。) を操作することにより解錠を行うことをいう。) による方法
- (3) サムターン回し (物を使用して、扉の内側にあるサムターン (施錠及び解錠の操作のためのつまみをいう。) を操作することにより解錠を行うことをいう。) による方法

(調査研究を行う団体)

第 3 条 条例第18条第 1 項第 1 号ウの公安委員会規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社団法人日本防犯設備協会
- (2) 日本ロックセキュリティー協同組合
- (3) 日本ロック工業会

(業務のために自動車の錠前の解錠を行う者)

第 4 条 条例第18条第 1 項第 1 号エの公安委員会規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動車整備業を営む者

- (2) 自動車卸売業を営む者
- (3) 自動車小売業を営む者
- (4) 中古自動車小売業を営む者
- (5) ガソリンスタンドを営む者

(解錠用具の有償譲渡等を受ける者の確認)

第5条 条例第18条第2項の規定による確認は、解錠用具の有償譲渡等を受けることができる者であること及び次に掲げる事項について、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の相手方の身元を確かめるに足りる資料の提示を受け、又はその相手方の身元を確かめるに足りる者に問い合わせを行うものとする。ただし、次に掲げる事項のうち、知しつしている事項については、資料の提示を受けること、又は問い合わせることを行わないことができる。

- (1) 有償譲渡を行う場合は、次に掲げるその相手方の区分に応じそれぞれ次に定める事項とする。

ア 条例第18条第1項第1号ア及びエに掲げる者 次に掲げる事項

(ア) 氏名又は名称及び住所

(イ) 法人にあっては、代表者の氏名

(ウ) 譲渡を受けた解錠用具を使用する事務所の名称及び所在地

(エ) 譲渡を受ける者と現に解錠用具の交付を受ける者とが異なる場合にあっては、その交付を受ける者の氏名及び住所

イ 条例第18条第1項第1号イ及びウに掲げる者 現に解錠用具の交付を受ける職員の氏名及び所属部署

- (2) 使用の方法を教授する場合は、次に掲げるその相手方の区分に応じそれぞれ次に定める事項とする。

ア 条例第18条第1項第2号アに掲げる者 次に掲げる事項

(ア) 氏名及び住所

(イ) 従業者である場合にあっては、その使用者に係る前号ア(ア)及びイ(イ)に掲げる事項

イ 条例第18条第1項第2号イ又はウに掲げる者 氏名及び所属部署

ウ 条例第18条第1項第2号エに掲げる者 次に掲げる事項

(ア) 氏名及び住所

(イ) 使用者に係る前号ア(ア)及びイ(イ)に掲げる事項

(解錠用具の有償譲渡等を受ける者の確認に関する帳簿)

第6条 条例第18条第3項の規定により同条第2項の確認に関して帳簿に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 譲渡又は使用の方法の教授を受けた者に係る前条第1項各号の規定により確認した事項
- (2) 譲渡し、又は使用の方法を教授した年月日
- (3) 譲渡し、又は使用の方法を教授した解錠用具の名称
- (4) 譲渡した解錠用具の種類及び数量

- 2 警察職員は、必要があると認めるときは、前項に規定する帳簿の閲覧を求めることができる。

附 則

この規則中第1条の規定は平成15年4月1日から、その他の規定は平成15年7月1日から施行する。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成15年 3月27日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第 4 号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第34 3 教育委員会の項中

「(10) 全国高校総体推進室長」を「(10) 削除」に、

「(25) 近代美術館つくば分館の分館長」を

「(25) 近代美術館つくば分館の分館長

に

(25の 2) 近代美術館天心記念五浦分館の副分館長」

改める。

付 則

この規則は、平成15年 4月 1 日から施行する。

~~~~~  
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成15年 3月27日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

## 茨城県人事委員会規則第 5 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年茨城県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部教育庁本庁の項中「、全国高校総体推進室長」及び「、全国高校総体推進室の室長補佐」を削り、「特殊教育課」を「特別支援教育課」に改め、

同部中

「

|       |            |
|-------|------------|
| 近代美術館 | 館長，副館長，分館長 |
|-------|------------|

」を「

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 近代美術館 | 館長，副館長，分館長，副分館長 |
|-------|-----------------|

」に

改め、同表の備考第 2 項中「又は「全国高校総体推進室の室長補佐」，「又は全国高校総体推進室の室長補佐」及び「それぞれ」を削る。

付 則

この規則は、平成15年 4月 1 日から施行する。

~~~~~  
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成15年 3月27日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第 6 号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年茨城県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「及び全国高校総体推進室」を削る。

付 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

告 示

茨城県告示第451号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年茨城県告示第330号）の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「千葉市」の次に「、さいたま市」を加える。

付 則

この規約は、平成15年 4月 1日から施行する。

茨城県告示第452号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年茨城県告示第331号）の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「仙台市」の次に「、さいたま市」を加える。

付 則

この規約は、平成15年 4月 1日から施行する。

茨城県告示第453号

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱（平成5年茨城県告示第1243号）の一部を次のように改正する。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

第1条中「、病床の増加、病床」を「若しくは病院の病床の増加若しくは病床」に、「療養型病床群」を「療養病床」に、「医療供給体制」を「医療提供体制」に改める。

第2条中「医療供給体制」を「医療提供体制」に改める。

第4条中「必要病床数」を「基準病床数」に改める。

付 則

- この告示は、平成15年 4月 1日から施行する。
- 医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の医療法第30条の3第10項の規定に基づき変更された医療計画が改正法第1条の規定による改正後の医療法第30条の3第10項の規定に基づき変更されるまでの間における第4条の適用については、同条中「基準病床数」とあるのは「必要病床数」とする。

茨城県告示第454号

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱（平成5年茨城県告示第1243号）第3条の規定に基づく事前協議の指定期間等について、次のとおり定めた。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受付期間

平成15年 4月 1日から平成15年 9月30日まで

2 提出場所

- (1) 病院の開設及び診療所の療養病床の設置にあつては、当該病院の開設又は診療所の療養病床の設置をしようとする市町村を管轄区域とする保健所
- (2) 病院の病床の増加及び病床の種別の変更並びに診療所の療養病床に係る病床数の増加にあつては、当該病院又は診療所が立地する市町村を管轄区域とする保健所

3 事前協議書の様式

別紙様式のとおり

別紙様式 (病院用)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称)

(電話番号)

病 院 の 開 設 等 に 係 る 事 前 協 議 書

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

病院の開設等の区分	・病院の開設 注 該当するものを	・病床数の増加 で囲むこと。	・病床の種別の変更				
新設又は増床する病床数	一般病床	床	療養病床				
			床				
			計				
			床				
現在開設している病院の概要	1 病院の所在地及び名称						
	2 病床数等						
	区 分	療養病床	一般病床	旧医療法上のその他の病床			計
				療養型病床群	特例許可老人病棟	その他の病床	
	許可病床 a						
	現 況 b						
	病床利用率 b / a	%	%	%	%	%	%
	注1 「現況」の項は、原則として過去1年間の月末在院患者数の平均を記入すること。 なお、一覧表を添付すること。						
	注2 「病床利用率」の項は、小数点以下第1位未満を四捨五入すること。						
	注3 「旧医療法上のその他の病床」の欄は、開設者が医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第2条第1項の規定による届出をしていない場合に、同法による改正前の医療法第7条第2項に規定する「その他の病床」について記入すること。						
3 医師数並びに看護師数及び准看護師数							
区 分	標準数 a	現 況 b	充足率 b / a				
医 師 数			%				
看護師数及び准看護師数			%				
注1 「標準数」欄は、過去1年間の月末在院患者数の平均及び1日平均通院患者数の平均をもとに人員配置基準についての医療法施行規則第19条、第22条の2若しくは第43条の2又は医療法施行規則等の一部を改正する規則附則第9条から第11条までの各規定に基づき算定した数を記入すること。							
注2 「充足率」欄は、小数点以下第1位未満を四捨五入すること。							

病院開設等の概要

1 開設又は増床する病床の概要

(1) 用途別病床数

病床の用途	病床数	内 容
計		

注 開設又は増加する病床の用途別の内訳を記入し、その内訳ごとに内容を記入すること。

(例...救急用 20床 ICU等)

(2) 名称等 (新規開設の場合のみ記入すること。)

病 院 名		
開 設 の 場 所		
診 療 科 目		
管理者	住 所	
	氏 名	

2 必要性

(病院開設又は増床について、地域の実情や貴病院の果たそうとする役割などから、当該用途の病床の必要性を具体的に記入すること。)

施設計画の概要

1 病棟等の新・増改築について

(1) 新・増改築の区分 (で囲むこと。)

(・新病棟の建設 ・既存病棟の増築 ・既存病棟の改修 ・その他...)

(2) 施設設備の概要

構 造 等	造 地上 階 地下 階
延 べ 床 面 積	m ²
病 室 数	
病棟以外の施設	

注 1 新・増改築の建物全体で記入すること。

注 2 「各病室の概要」を別葉で添付すること。

注 3 「病棟以外の施設」には、病棟整備と併せて診察室、検査室などの整備を行う場合は記入すること。

注 4 建物の平面図を添付すること。

2 病院敷地の状況 (新たに病院敷地として取得又は賃借等する場合のみ記入すること。)

面 積	m ²
自己所有, 借地の別	
借地の場合は, 借地 契約又は同意書の 有無	

注 敷地の平面図及び周辺の見取図を添付すること。

3 スケジュールについて

(設計から許可申請, 工事着工及び完成, 運営開始までの予定を記入すること。)

4 概算工事費及び資金計画

(用地取得・建設費等に区分し記入するとともに, その資金計画を記入すること。)

医療従事者の状況 (平成15年10月 1 日以降の状況を記入すること。)

(開設又は変更許可後の病床数)

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	計

(医師)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

(歯科医師)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

(薬剤師)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

(看護師及び准看護師)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

(看護補助者)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

(栄養士)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

(理学療法士及び作業療法士)

従事者数

注 1 「標準数」欄に記載した「標準数」については、算出表を添付すること。

注 2 「充足率」欄は、小数点以下第 1 位未満を四捨五入すること。

注 3 医療従事者の確保の見込みがあることを証明する書類等を添付すること。

別紙様式 (診療所用)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称)

(電話番号)

診療所の療養病床の設置等に係る事前協議書

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

設置予定病床数	(床) 注 療養病床に係る病床数のみを記入すること。
現在開設している診療所の概要	<p>1 診療所の所在地及び名称</p> <p>2 診療科目</p> <p>3 管理者の住所及び氏名</p> <p>4 病床数</p> <p>5 医師数</p> <p>・常勤 (人)</p> <p>・非常勤 (人)</p> <p>6 従事者数</p> <p>・看護師及び准看護師数 (人)</p> <p>・看護補助者数 (人)</p> <p>・その他の従事者の職種及び人数 (人)</p> <p>注 看護師及び准看護師数並びに看護補助者数については、過去1年間の月末在院患者数の平均及び1日平均通院患者数の平均をもとに人員配置基準についての医療法施行規則第21条の2又は医療法施行規則等の一部を改正する規則附則第23条の規定により算定した数を記入すること。</p>

施設計画の概要

1 必要性

(療養病床の設置の必要性について、地域の実情や患者の状況などから具体的に記入すること。)

2 療養病床の設置基準について

- (1) 病室定員 () 人) 基準：4人以内
- (2) 1人当たり病室面積 () m²) 基準：6.4m²以上
- (3) 廊下幅 (新設建物 ・ 既存建物)
- 片廊下 () m) 基準：新設 1.8m以上, 既存 1.2m以上
- 中廊下 () m) 基準：新設 2.7m以上, 既存 1.6m以上
- (4) 機能訓練室面積 () m²)
- (5) 食堂面積 () m²) 基準：療養患者1人当たり1m²以上
- (6) 談話室 () m²)
- (7) 浴室 () m²) 特殊浴槽の有無 (有 ・ 無)

注1 (2)及び(3)については、整備計画上満たすことが可能な方で囲むこと。

注2 「各病室の概要」を別葉で添付すること。

注3 建物の平面図を添付すること。

3 敷地の状況 (新たに診療所敷地として取得又は賃借等する場合のみ記入すること。)

- (1) 自己所有, 借地の別 (・ 自己所有 ・ 借地)
- (2) 借地の場合は, 借地契約又は同意書の有無 ()

注 敷地の面積, 平面図及び周辺の見取図を添付すること。

4 スケジュールについて

(設計から許可申請, 工事着工及び完成, 運営開始までの予定を記入すること。)

5 概算工事費及び資金計画

(用地取得・建設費等に区分し記入するとともに, その資金計画を記入すること。)

医療従事者の状況

(療養病床設置後の病床数)

療養病床	左以外の病床	計

(医師)

従事者数

(看護師及び准看護師)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

(看護補助者)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

注 1 「標準数」欄は、医療法施行規則第21条の2又は医療法施行規則等の一部を改正する規則附則第23条の規定により常勤換算した数を記入すること。

注 2 「充足率」欄は、小数点以下第1位未満を四捨五入すること。

注 3 医療従事者の確保の見込みがあることを証明する書類等を添付すること。

茨城県告示第455号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び鹿行地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県鹿行地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社しまむら

代表取締役 藤 原 秀次郎

(2) 住所

埼玉県さいたま市宮原町 2丁目19番 4号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら潮来店

潮来市延方字稲井川甲290 - 3 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市宮原町 2丁目19番 4号	藤 原 秀次郎

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年11月13日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,332㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 63台

イ 駐輪場の収容台数 24台

ウ 荷さばき施設の面積 81㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 40㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 8 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午後 8 時15分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前12時～午前6時

3 届出年月日

平成15年 3月12日

茨城県告示第456号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

水戸都市開発株式会社

取締役社長 岡 田 広

(2) 住所

水戸市宮町1 - 2 - 4

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物

水戸市宮町1丁目6番130 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社サクランボかわかみ	土浦市小岩田639 - 4	川 上 猛
株式会社エールクリエート	千葉県香取郡大栄町新田302	加 納 正 紀

(3) 変更の年月日

平成15年 3月1日

(4) 変更する理由

店舗床一部返却による小売業者変更

3 届出年月日

平成15年 3月12日

茨城県告示第457号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、

同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 3 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 笠間商業開発株式会社

代表取締役 向 井 穰

笠間市笠間1565番地

(2) 笠間エス・シー協同組合

理事長 飯 村 信 康

笠間市赤坂 8 番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

笠間ショッピングセンター

笠間市赤坂 8 番地

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後11時

(変更後) 開店時刻 午前 0 時, 午前 9 時 (年間60日は午前 8 時)

閉店時刻 午後12時 (一部午後11時)

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分 ~ 午後11時30分

(変更後) 24時間 (一部午前 8 時30分 ~ 午後 9 時, 午前10時 ~ 午後 7 時30分)

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 4 時 ~ 午後10時

(変更後) 午前 4 時 ~ 午前 0 時

(3) 変更する年月日

平成15年 4 月26日

(4) 変更する理由

来客の買い物の利便性をより向上し、地域の生活に貢献するため。

3 届出年月日

平成15年 3 月10日

茨城県告示第458号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 7 項の規定による大規模小売店舗の届出事項変更の届出について、同条第 8 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 氏名

峰 岸 與四蔵

(2) 住所

ひたちなか市峯後8490番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

那珂湊ファッションモール

ひたちなか市水戸・勝田都市計画事業第一田中後土地区画整理事業29街区 外

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 108台

(変更後) 110台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 18台

(変更後) 60台

ウ 駐車場の自動車の出入口の位置

(3) 変更する理由

ア 駐車場の出入口の位置を変更することによって敷地内の駐車場レイアウトが変更になるため、駐車台数を変更する。

イ 駐車場の出入口の位置を変更することによって敷地内の駐車場レイアウトが変更になるため、駐輪場の位置及び収容台数を変更する。

ウ 那珂湊交差点付近の交通渋滞の緩和措置や交通事故防止の対策を考慮し、出入口 の位置を変更する。

(4) その他事項

経路設定について

「湊大橋交差点の交通渋滞の緩和措置として湊大橋交差点手前の地点から、湊方面（東側）の要所に左折入庫経路を示す案内看板を、用地交渉の上 3ヶ所設置するよう対応したいと思います。」

3 届出年月日

平成15年 3月12日

茨城県告示第459号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業下結城地区（第 1 換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年 3月28日から

平成15年 4月24日まで

3 縦覧の場所

八千代町役場

茨城県告示第460号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 処分をした年月日 平成15年 3月19日

2 処分を受けた者

- (1) 商 号 株式会社 坂田園芸
- (2) 所 在 地 新治郡新治村大字上坂田610番地
- (3) 代表者の氏名 完 賀 浩 光
- (4) 建設業許可番号 茨城県知事許可（般・特 - 12）第5892号

3 処分の内容

公共工事（国，地方公共団体，法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。）に係る営業及び民間工事であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているものに係る建設業の営業の停止（平成15年 4月2日から平成15年 6月30日までの90日間）

4 処分の原因となった事実

同社の元役員が、代表取締役在任当時行った次に掲げる行為により、偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をした罪で、東京地方裁判所から、懲役1年の刑に処せられ、裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予され、平成15年 1月24日にその裁判が確定し、よって建設業法第28条第1項第3号に該当するに至った。

- (1) 湖北水道企業団が指名競争入札に付した電気計装・機械設備工事に関し、当時同企業団の企業長であった者から予定価格等に関する情報を聞き出し、これを当該工事を受注しようとしていた法人において工事の受注等を担当していた者に教示することによって、当該法人に予定価格に近接する額で落札させた行為
- (2) 下妻市が指名競争入札に付した市立図書館建築工事に関し、当時下妻市長であった者から予定価格等に関する情報を聞き出し、これを当該工事を受注しようとしていた共同企業体を構成する法人において工事等に関する情報収集及び受注等を担当していた者に教示することによって、同共同企業体に予定価格に近接する額で落札させた行為

茨城県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 3月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡下館線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡真壁町大字山尾字山ノ神 983番 1地先から 真壁郡真壁町大字山尾字中坪 766番 1地先まで 真壁郡真壁町大字山尾字山ノ神 906番 1地先から 真壁郡真壁町大字山尾字中坪 766番 1地先まで	(A)	メートル	メートル	
		最大 89.0	800	
	(B)	最小 22.0		
		最大 51.0	920	
旧	最小 6.0			
真壁郡真壁町大字山尾字山ノ神 983番 1地先から 真壁郡真壁町大字山尾字中坪 766番 1地先まで	新 (B)	最大 51.0	1,120	事業計画の変更
		最小 6.0		

茨城県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 3月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡下館線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡八郷町大字上曽字梨ノ木 1048番地先から 新治郡八郷町大字上曽字飯島 1694番 1地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 38.9	964	
		最小 8.4		
		最大 10.3	621	
	(B)	最小 5.5		
		最大 10.3	621	
新 (B)	最小 5.5	事業計画の変更		

茨城県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 3月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小場常陸大宮停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字石沢字梶内 1928番 1 地先から 那珂郡大宮町大字中富1048番 7 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 65.0	575	
		最小 7.1		
		(A)		
	(B)	最大 38.5	839	
		最小 14.0		
新 (B)	最大 38.5	839	旧道移管	
最小 14.0				

茨城県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年 3月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 小川鉾田線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡小川町大字中延字川端18番 1 地先から
東茨城郡小川町大字中延字立延2275番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 3月27日

茨城県告示第465号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、藤代町姥島土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	諸 越 誠	藤代町大字藤代843番地
"	山 崎 昇 一	" 大字小浮気26番地の 3
"	沼 崎 浩 造	" 大字藤代605番地
"	石 塚 晏 司	" " 736番地
"	諸 越 忠	" " 842番地
"	石 塚 廣 男	" " 861番地
"	塚 越 廣	" " 869番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	塚 越 典 夫	藤代町大字藤代874番地
"	下 田 進	" " 900番地
"	大 越 武 志	" " 737番地の13

茨城県告示第466号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、藤代町姥島土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 藤代町姥島土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 北相馬郡藤代町藤代700番地

事 業 施 行 期 間 自 平成4年3月19日
至 平成15年3月31日

施 行 地 区 北相馬郡藤代町大字藤代字箕輪，大字小浮気字本田の各一部

設 立 認 可 の 年 月 日 平成4年3月19日

2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成4年3月19日
至 平成17年3月31日

3 変更認可の年月日 平成15年 3月27日

茨城県告示第467号

平成5年3月31日茨城県告示第404号で告示した茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第274条の規定により定める帳票の様式の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正前の告示に定める帳票等の様式により現に使用している用紙については、その残部を限度として、なお使用することができるものとする。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

お支払い通知

	発行年月日 平成 年 月 日	発行番号	年度	会計
	支払課 (所) 名			
	件 名			
	支払金額 *			
様				
領 収 欄	本書の支払金額を領収しました。 (御本人であれば御本人の住所・氏名の記入及び捺印を、受任者のときは受任者の住所・氏名の記入及び捺印をしてください。)			
	平成 年 月 日			
	受領者 住 所 氏 名	収入印紙 貼付欄	(発行者) 〒310 - 8555 水戸市笠原町978番 6 茨城県出納長 印 本書と引換えに、(株)常陽銀行本支店(出張所及び代理店を除く)で現金をお受け取りください。ただし、小切手が同封されているときは、その小切手で現金をお受け取りください。	

受任者による受領のときは、裏面の委任欄にも記入捺印してください。

(裏面)

お知らせ

- 1 本書は、発行の日から1年を過ぎると無効になりますので、速やかに受領してください。
 なお、1年を過ぎたときは、本書に記載の支払課(所)へ届け出てください。
- 2 本書を万一紛失、盗難にあった場合は、至急茨城県指定金融機関((株)常陽銀行本支店)の最寄りの店舗に支払の停止を請求してください。
 また、亡失したときは指定金融機関の未払証明を受けて再請求をしてください。
- 3 現金を受領する際、御本人(受任者)であることの確認のため、自動車運転免許証又は保険証などを提示していただくことになりますのでご了承ください。

委 任 欄	(受任者)
	住 所
	氏 名
	表面金額の受領を上記の者に委任しました。 平成 年 月 日
	(委任者)
	住 所
	氏 名 印

茨城県告示第468号

筑波郡谷和原村大字福岡1546番地に事務所を置く福岡堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 3月27日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	塚 本 隆 信	筑波郡伊奈町大字小張2601番地

茨城県告示第469号

平成15年 2月17日付け銚土改指令第 2号をもって認可した武井志崎地区の更正換地計画については、武井志崎土地改良区から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4項の規定により告示する。

平成15年 3月27日

茨城県銚田土地改良事務所長 黒 田 廣 文

茨城県告示第470号

平成15年 2月17日付け銚土改指令第 3号をもって認可した大野東部地区の更正換地計画については、大野東部土地改良区から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4項の規定により告示する。

平成15年 3月27日

茨城県銚田土地改良事務所長 黒 田 廣 文

茨城県告示第471号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9項の規定により県営ほ場整備事業三和西部地区（第 1換地区）に係る換地処分をした。

平成15年 3月27日

茨城県境土地改良事務所長 海 老 原 修

茨城県告示第472号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9項の規定により県営ほ場整備事業三和西部地区（第 2換地区）に係る換地処分をした。

平成15年 3月27日

茨城県境土地改良事務所長 海 老 原 修

茨城県告示第473号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9項の規定により県営ほ場整備事業三和西部地区（第 3換地区）に係る換地処分をした。

平成15年 3月27日

茨城県境土地改良事務所長 海 老 原 修

茨城県告示第474号

平成13年 2月13日付け水土改指令第 6 号をもって同意のあった入野地区土地改良事業（第一換地区）については、平成14年 3月15日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので同条第 2 項の規定により公告する。

平成15年 3月27日

茨城県水戸土地改良事務所長 飯 田 豊

茨城県告示第475号

平成13年 2月13日付け水土改指令第 6 号をもって同意のあった入野地区土地改良事業（第二換地区）については、平成14年 3月15日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので同条第 2 項の規定により公告する。

平成15年 3月27日

茨城県水戸土地改良事務所長 飯 田 豊

茨城県告示第476号

平成14年12月26日付け江土改指令第47号をもって同意のあった、新利根川土地改良区が行う新利根川地区土地改良事業については、平成15年 2月20日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成15年 3月27日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

茨城県告示第477号

平成14年12月26日付け江土改指令第48号をもって同意のあった、新利根川土地改良区が行う小中島地区土地改良事業については、平成15年 2月15日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成15年 3月27日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第29号

平成15年 4月27日執行の参議院茨城県選挙区選出議員補欠選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第165号）第 2 条第 7 項の規定により、候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

平成15年 3月27日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

放 送 の 区 分	一 般 放 送 事 業 者 名	回 数
テ レ ビ ジ ョ ン 放 送	株 式 会 社 フ ジ テ レ ビ ジ ョ ン	1 回
ラ ジ オ 放 送	株 式 会 社 茨 城 放 送	3 回

茨城県選挙管理委員会告示第30号

平成15年 4月27日執行の衆議院茨城県第7区選出議員補欠選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

平成15年 3月27日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

放 送 の 区 分	一 般 放 送 事 業 者 名	放 送 回 数
		届 出 候 補 者 数
		1 人
テ レ ビ ジ ョ ン 放 送	全 国 朝 日 放 送 株 式 会 社	1 回
ラ ジ オ 放 送	株 式 会 社 茨 城 放 送	1 回

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年5月12日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 申請のあった年月日
平成15年 3月12日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ニューライフカシマ21
- 代表者の氏名
和 田 剛 一
- 主たる事務所の所在地
茨城県鹿嶋市大字平井1178番地11
- その他の事務所の所在地
茨城県鹿嶋市大字平井1182番地19
- 定款に記載された目的

この法人は、幼児を含む一般市民に対して、知・徳・体を包含した総合家庭教育と生涯学習に関する事業を行い、健全な人間形成に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年5月18日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日  
平成15年 3月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 内モンゴル沙漠植林交流協会

- 3 代表者の氏名  
八 代 美 子

- 4 主たる事務所の所在地  
茨城県鹿嶋市大字荒野1640番地150

- 6 定款に記載された目的

この法人は、中国ホルチン沙漠において、砂漠緑化などにより砂漠化を止め、乾燥防止、治山治水をはかり、ヒトと他生物との共生環境をつくり、産業活動を再生するため、ボランティア及び現地住民による沙漠植林化を推進するとともに、現地住民との交流や緑化運動に対する啓発活動等の事業を行い、もって地域環境の保全と住民生活の向上並びにボランティア意識の醸成に資することを目的とする。

~~~~~  
落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 随意契約による場合はその理由 その他必要な事項

原子力ブックの印刷、製本及び配送業務 茨城県生活環境部原子力安全対策課 水戸市笠原町978 - 6 平成15年 1月20日 凸版印刷株式会社水戸営業所 水戸市南町 3 - 4 - 10 39,270,000円（消費税及び地方消費税込み額） 一般競争入札 平成14年12月16日

~~~~~  
基幹道路の整備事業の完了

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第 1 項の規定により基幹道路の整備事業を次のとおり完了した。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

| 路 線 名          | 工 事 区 間                                          | 工事の種類 | 工事完了の日      |
|----------------|--------------------------------------------------|-------|-------------|
| 金砂郷町道<br>赤土本沢線 | 久慈郡金砂郷町大字赤土字福平2418番地から<br>久慈郡金砂郷町大字赤土字坂下3062番地まで | 道路改築  | 平成15年 3月20日 |

~~~~~

基幹道路の整備事業の一部完了

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第 1 項の規定により基幹道路の整備事業を次のとおり完了した。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

路 線 名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の日
美和村道 出合仲河戸線	那珂郡美和村大字高部字アラヤ3622 - 1 から 那珂郡美和村大字高部字アラヤ3047まで	道路改築	平成15年 3月17日

~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
ひたちなか市部田野字釜神3687番 1, 3688番 1, 同番 2
- 2 事業主の住所及び氏名  
水戸市元吉田町1313番地の27  
玉 置 龍

~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高萩市高浜町 3 丁目162番 1, 同番 2, 同番 4, 95番 3 の一部（第 5 工区）
- 2 事業主の住所及び氏名
高萩市本町 1 丁目100番地の 1
高萩市長 岩 倉 幹 良

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成15年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
南総建指令 第 174 号	平成15年 3月18日	宮本 武憲	牛久市牛久町 6 番地	牛久市牛久町字北浦 858番 3	メートル 4.10 (4.00)	メートル 34.25

訓 令

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会訓令第 3 号

茨城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年 3月27日

茨城県教育委員会委員長 石 渡 千 恵 子

茨城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令

茨城県教育庁等職員服務規程（昭和41年茨城県教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(着任等)」に改め、同条第 1 項中「から 3 日以内」を削り、同条第 2 項中「前項の期間内」を「発令通知書を交付された日」に改め、同条第 4 項中「勤務した」を「が発令通知書を交付された日に着任することができない場合の当該職員の」に、「分」を「出勤状況」に改める。

第24条第 1 項中「その日から 5 日以内に」を「遅滞なく」に改める。

第29条の次に次の 1 条を加える。

(事故報告等)

第29条の 2 職員は、重大な事故（交通事故にあつては、すべての事故）が生じたとき又は重大な交通違反をしたときは、直ちにその事情を所属長に報告しなければならない。

第30条の見出しを削り、同条第 1 項中「職員に重大な事故（交通事故にあつては、すべての事故）が生じた」を「前条の報告を受けた」に、「、又は」を「又は」に改める。

付 則

この訓令は、平成15年 4月 1 日から施行する。ただし、第29条の次に 1 条を加える改正規定及び第30条の改正規定は、公布の日から施行する。

茨城県教育委員会訓令第 4 号

茨城県県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年 3月27日

茨城県教育委員会委員長 石 渡 千 恵 子

茨城県県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

茨城県県立学校職員服務規程（昭和41年茨城県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第22条中「その日から5日以内に」を「遅滞なく」に改める。

第27条の次に次の2条を加える。

（事故報告等）

第27条の2 職員は、重大な事故（交通事故にあつては、すべての事故）が生じたとき又は重大な交通違反をしたときは、直ちにその事情を校長に報告しなければならない。

第27条の3 校長は、前条の報告を受けたとき、財産上の災害若しくは盗難の事故が生じたとき又は児童、生徒及び幼児に重大な事故が生じたときは、直ちにその事情を教育長に報告しなければならない。

付 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第27条の次に2条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

~~~~~  
(地方労働委員会)

茨城県地方労働委員会訓令第1号

茨城県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年3月27日

茨城県地方労働委員会会長 片 桐 章 典

茨城県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

茨城県地方労働委員会事務局処務規程（昭和53年茨城県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中ヤを削り、ユをヤとし、ヨをユとし、ラをヨとする。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)